⑹　犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進

精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（２－６（再掲：４―89））

⑺　警察部内のカウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの充実

都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーについて、確実かつ十分な配置と効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導するとともに、配置状況及び活用状況について毎年公表する。【警察庁】（２－７）

⑻　被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】（２－８）

⑼　犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における心理的ケアの充実等

犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する心理的ケアについて、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（２－９）

⑽　犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】（２―10）

⑾　被害児童に対する医療ケア等の支援

虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。【こども家庭庁】（２―11）

⑿　児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づく法定協議会の活用等により、児童相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等の連携の強化を促進する。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】（２―12）

⒀　性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等による情報提供を行う。また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年３月・令和５年３月一部改訂）等に基づき、緊急避妊薬の調剤及び販売が対応可能な薬局及び薬剤師について公表する。【こども家庭庁、厚生労働省】（２―13）

⒁　性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（２―14）

⒂　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる性犯罪・性暴力被害者への支援の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科における医療関係者及び医療機関に対する研修や必要な情報の周知等により理解を増進し、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実を図る。【内閣府、厚生労働省】（２―15）

⒃　性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

地方公共団体やＤＶシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、ＤＶシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。【厚生労働省】（２―16）

⒄　自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

ア　自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を行う。さらに、自動車事故被害者、犯罪被害者等早期援助団体等に対し、こうした支援制度について周知徹底を図る。【国土交通省】（２―17）

イ　在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図る。【国土交通省、厚生労働省】（２―18）

⒅　高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働科学研究費補助金で実施している調査研究等を踏まえ、引き続き、都道府県等における患者・家族等からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等の取組を支援する。【厚生労働省】（２―19）

⒆　犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア　犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年９月12日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】（２―20）

イ　犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、適切に対応する。【金融庁】（２―21）

２　更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

⑴　犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の促進

犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行うため、関係府省庁と連携し、トラウマインフォームドケアについて学習する教材等を作成・周知するとともに、関係機関・団体における犯罪被害者等との関わりに応じた教育を促進する。【警察庁】（２―22）

⑵　警察職員等に対する研修の充実等

ア　犯罪被害者等に接する警察職員が適切な対応を確実に行うとともに、二次的被害を防止するため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、各警察署に対する巡回教育等を充実させる。また、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領や性犯罪被害者への支援要領についての教育を充実させるとともに、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者等に接する具体的場面を想定した対応要領に関する実践的教育及び犯罪被害者等支援の体験記等を活用した教育を継続的に推進し、職員の対応の改善を進める。【警察庁】（２―23）